

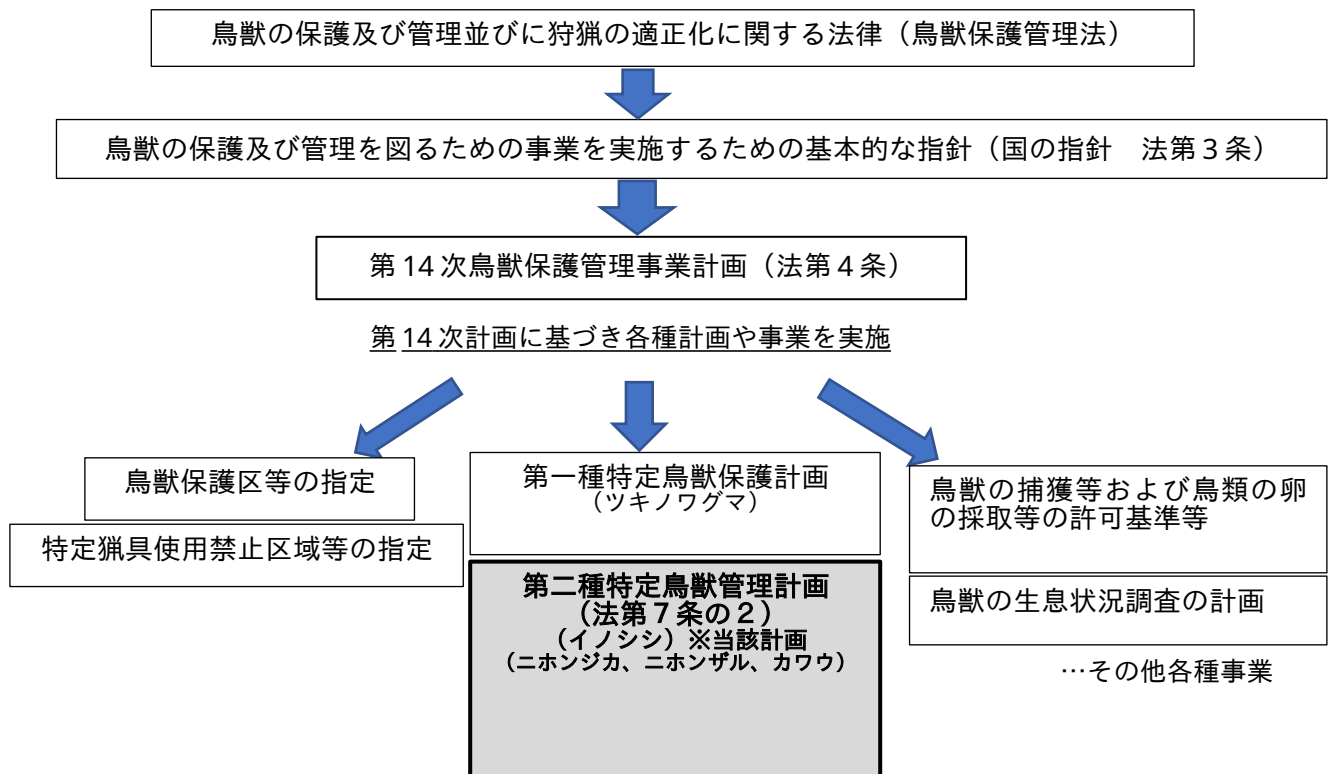
滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の策定について

1 計画の概要

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づき、都道府県知事は当該都道府県の区域内において、その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣(希少鳥獣を除く。)がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときは、当該鳥獣の管理に関する計画(第二種特定鳥獣管理計画)を定めることができるとされている。

都道府県知事は、第二種特定鳥獣管理計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関の意見を聞かなければならないとされている。

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)の期間が、令和9年3月31日をもって終了することに伴い、5年間の次期計画(第4次)を策定する。



2 今後の予定

時 期	概 要
令和8年6月	環境審議会へ諮問
令和8年7月	第1回イノシシ特定計画検討会
令和8年9月	第2回イノシシ特定計画検討会
令和8年9月	環境審議会自然環境部会審議（素案について）
令和8年10月	環境・農水常任委員会報告（素案について）
令和8年11月	環境審議会自然環境部会審議（答申案について）
令和8年11月	環境審議会から答申
令和8年12月	環境・農水常任委員会報告（計画案について）
令和8年12月	県民政策コメントの実施、市町等への計画案に係る意見照会
令和9年2月	環境・農水常任委員会報告（県民政策コメント実施結果）
令和9年3月	計画の策定・公表

3 主な改正点（予定）

【管理の目標】

・長期的な目標に関する事項

第3次計画では、農業被害の減少を目標としているが、近年の被害状況を踏まえて見直しを行う。

・短期的な目標に関する事項

第3次計画では、農作物被害金額を令和元年度より10%減少させることを目標としているが、「滋賀県農業・水産業基本計画（令和8年3月策定）」との整合を図りながら見直しを行う。